

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（296））
2. 日時：平成29年8月25日 10時00分～11時27分
3. 場所：原子力規制庁 18階C会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、宮本管理官補佐、大塚安全審査官、田尻安全審査官、津金安全審査官、穂藤保安規定係長、土野技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：坂井執行役員（発電管理室長代理） 他9名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 主任

北陸電力株式会社：原子力本部 原子力部 原子力安全評価チーム 主任

中国電力株式会社：電源事業本部 担当（原子力運営）

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）」について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 航空機落下確率のうち、基地－訓練空域間の落下について、東海第二発電所における評価が過度に保守的になることを理由に、 χ 二乗分布を用いた確率評価を行ったとしているが、航空機の想定飛行範囲面積等を含め、評価においてどのような条件を考慮したのか具体的に整理して提示すること。
- NUREG/CR-4407における χ 二乗分布の確率論的評価への適用性に関する記載を提示し、原子炉施設における適用例を提示すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 設計基準対象施設について
- ・東海第二発電所 外部火災影響評価について
- ・東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（外部からの衝撃による損傷の防止（6条）外部火災関連）